

ひなたGAP認証制度実施要綱に係る運用

令和3年7月1日

農政水産部農業流通ブランド課

ひなたGAP認証制度実施要綱（平成29年8月1日農政水産部農業流通ブランド課）第3条第1号の改正に係る経過措置を下記のとおり定めるものとする。

【ひなたGAP認証制度実施要綱 第3条第1号】

（認証の申請者要件）

第3条 新たに認証を申請できる生産者は、次の要件を満たす者とする。

（1）県内の生産者の団体又は農業教育機関であること。

記

1) 認証取得済みの個人及び法人に係る経過措置

既にひなたGAP認証を取得している個人及び法人は、今回の制度改正後も認証を継続する。

2) 個人及び法人の申請に係る経過措置

個人及び法人は、令和4年3月31日まで認証を申請することができる。ただし、現地審査は令和4年6月までに終了すること。